

# 博士論文のインターネット公表について

平成 25 年 4 月の学位規則の一部を改正する省令(平成 25 年文部科学省令第 5 号)の施行にともなう新潟大学学位規則の改正により、博士の学位を授与された者は、博士論文を印刷公表することに代えて、インターネットを利用して全文を公表することとなりました。

新潟大学では、「新潟大学学術リポジトリ」によりインターネット公表することとなります。

なお、全文を公表できないやむを得ない理由がある場合は、研究科の承認を得て、論文の内容を要約したものを公表することとされています。

博士論文の公表にあたり、下記の PDF ファイルを作成し、所属研究科に提出してください。

## 論文全文の PDF (必須)

\*「やむを得ない理由」により全文をインターネット公表しない場合でも、全文の PDF ファイルは国立国会図書館および本学附属図書館で保管し、求めに応じて閲覧に供しますので、必ず提出してください。

## 論文の内容の要約の PDF

\*「やむを得ない理由」により全文に代えて要約を公表する場合のみ提出してください。

「新潟大学学術リポジトリ」(以下「リポジトリ」)は、新潟大学に所属する方の研究成果等をインターネットで無償公開するものです。詳細は下記サイトをご覧ください。

URL:<http://repository.lib.niigata-u.ac.jp/>

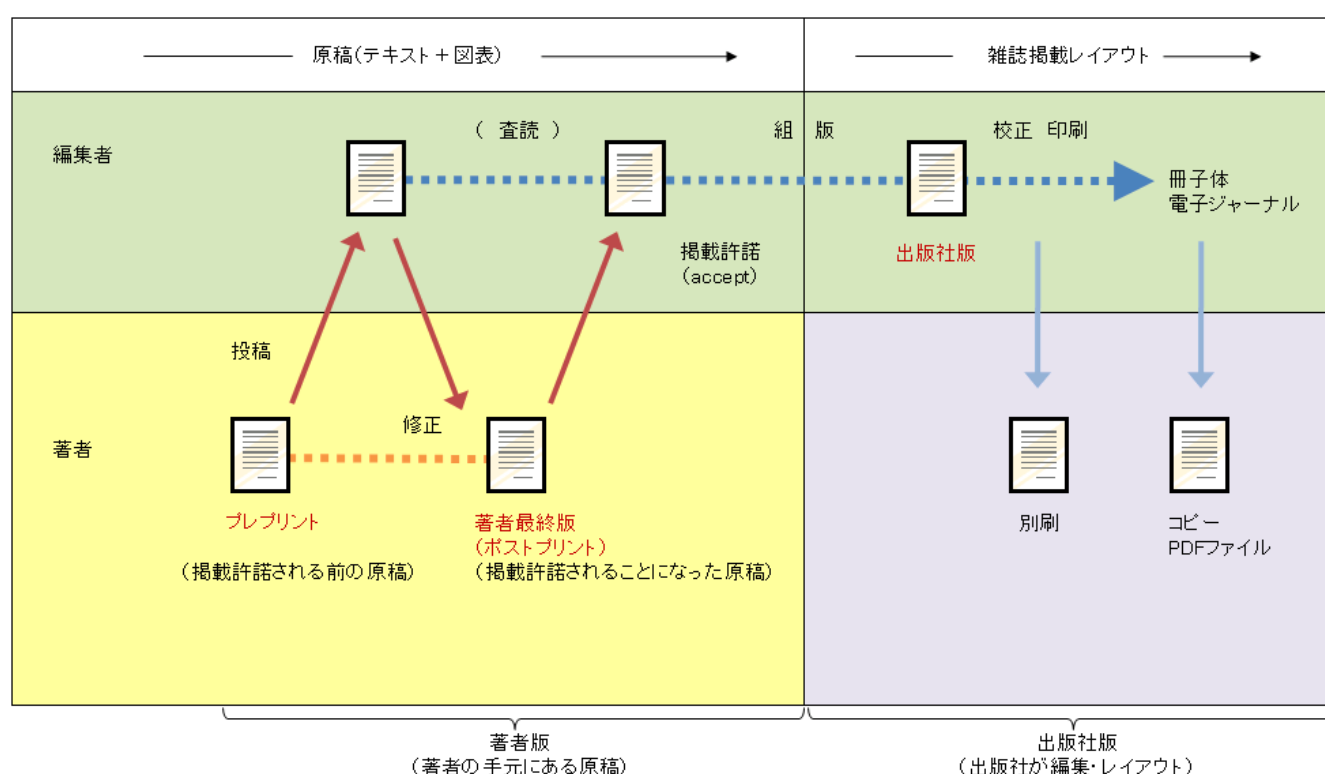
- リポジトリの管理・運用は、附属図書館で行います。
- 「博士論文公表申請書」の提出により、リポジトリに博士論文を登録し公開するための行為(複製権および公衆送信権の行使)について、許諾をいただいたものとして取り扱います。博士論文の著作権自体を委譲するものではありません。
- 博士論文の公表にあたり、附属図書館はその利用者に対し、著作権法を遵守し同法に定める目的と範囲内で利用するよう周知します。
- リポジトリで公表した論文は、国立国会図書館のシステムに自動収集されます。収集後は、国立国会図書館により、閲覧・複写・インターネット公開の利用に供されます。

## 著作権について

博士論文の全文をリポジトリでインターネット公表する際は、事前に権利者の許諾を得てください。

- 共著者がいる場合は、その全員の許諾
- 論文中に図版・写真等の著作物が含まれる場合は、その著作権者(主に著者)の許諾
- 雑誌掲載論文である場合は、その著作権者(主に出版社)の許諾

雑誌掲載論文の場合、別刷等の「出版社版」ではなく、「著者最終版」の登録のみを認めるケースが多くあります。下記の図を参考にして、全文を公表可能かどうか確認してください。



### 【お問合せ先】

学術情報部 学術情報管理課 情報基盤係 (附属図書館)

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町 8050 番地

Tel: 025-262-6839 Fax: 025-262-6214

E-mail: [nuir@lib.niigata-u.ac.jp](mailto:nuir@lib.niigata-u.ac.jp)